

2022（令和4）年度

大阪教区布教団 布教使派遣制度実施要項

大阪教区布教団

- 1、目的 大阪教区布教団活動方針重点目標②「全員聞法・全員伝道の伝道教団として各寺院の法座活動に協力する」に基づき、「大阪教区重点プロジェクトの実践目標＜魅力ある寺院をめざして＞の持続可能な寺院活動の基盤づくり」と協働し、教区内全寺院を対象に、今日、法座活動が困難になる状況に鑑み、ご法義相続と寺院の振興を図ることを目的に、各寺院の法座へ経験豊富な布教使を幹旋派遣する。
- 2、対象 教区内全寺院、年間30ヵ寺対象（先着順）
- 3、法座内容 一般寺院で開催される法座全般。
※年1回1日のみ（2座以内）派遣先は1ヵ所のみとします
- 4、出講者 大阪教区布教団員
（大阪教区布教団役員会にて出講講師の選定を行います）
※寺院から布教使の指名はできません
- 5、事務手続 ①当該寺院より大阪教区布教団事務局へ開催3ヵ月前までに事務局までご相談をください。また、派遣希望日を2案以上設定ください。必ずしも希望に添えない場合があります。
※原則、1会計年度内に開催する法座のみ受付します。
②出講内定者及び日程を当該寺院へ連絡いたします
③当該寺院より申請書<2>を提出 ※開催日の2ヵ月前までに申請（申請後のキャンセルはご遠慮ください。）
④開催後、1ヵ月以内に当該寺院より「開催報告書<3>」を大阪教区布教団宛提出してください。
※出講布教使よりは別途「出講報告書」の提出があります
- 6、経費 布教使出講経費（謝礼・交通費）については大阪教区布教団が負担いたします。
- 7、備考
 - （1）新型コロナウイルス感染症感染対策（会場の換気、マスク着用、手指消毒など）を徹底して実施してください
 - （2）組主催行事、組教化団体行事は対象といたしません。
 - （3）制度には限りがありますのでご希望に添えない場合があります。なお、全寺院対象の制度であり、広くご利用いただくために2会計年度続けての申請はご遠慮いただきますようお願いいたします。

以上